

# 学校いじめ防止基本方針

## 1 基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そのため、生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む、適切かつ迅速にこれに対処する。

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを基本方針とする。

## 2 いじめ対策委員会

- (1) 校長・教頭及び生徒指導主事を中心に、生徒指導部（養護教諭・カウンセラーを含む）を加え『いじめ対策委員会』とする。
- (2) 委員会は生徒指導委員会と併設して開き、校長及び教頭の助言と承認を得ながら生徒指導部で運営を行う。
- (3) 生徒指導主事は各学年生徒指導担当、各学年主任と適宜連携を図り、いじめと認められる徴候が確認された場合は、迅速に対応する。

## 3 いじめの防止

生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために下記の機会に啓発活動を行う。

- (1) 保護者・生徒に対しての教育講演会。
- (2) 生徒に対して全校集会の校長講話、学年集会、学級活動、道徳での指導。
- (3) 教職員に対しては校内における生徒指導研修会、外部研修への参加。

## 4 いじめの早期発見

いじめ調査とその他の必要な措置

- (1) 生徒に対して、年間3回の学校全体でいじめアンケート調査を実施する。
- (2) 三者面談、二者面談などを有効的に活用する。

## 5 いじめへの対処

### (1) 事実の有無の確認を行うための措置

- ① いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒に対し、必要に応じて質問票の使用や聞き取り調査等を行い、事実の有無の確認を行う。
- ② 学校設置者へ調査結果を報告する。

### (2) いじめが起こったことが確認された事案への措置

#### ① いじめを受けた生徒への対応

いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。必要に応じて、いじめを受けた生徒又は、いじめを行った生徒に対して、所属する学級以外の場所において学習を行なわせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。いじめが解消している状態とは、いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでおり、いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要であり、またいじめが解消している状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する事が必要である。

#### ② いじめを行った生徒等への対応

いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。

③ 保護者間での情報の共有

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係わる情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。